

認定先端設備等にかかる償却資産の特例措置について

中小企業者等が中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けて、新規に取得した資産が一定要件を満たす場合、該当資産にかかる固定資産税の課税標準額が、特例措置のより取得した年の翌年度から3年間”ゼロ”に軽減されます。

● 対 象 者

資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）

● 対 象 設 備

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得した下記の要件を満たす設備

1. 対象となる設備

償却資産の種類	取得金額	販売開始時期
構築物	120万円以上	14年以内
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物付属設備	60万円以上	14年以内
※家屋と一体となって効用を果たすものを除く		

2. 生産性向上に資するものの指数が旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
3. 生産、販売活動等に直接使用する設備であること
4. 中古資産でないこと

● 添 付 書 類

- ① 先端設備等導入計画の申請書（写し）
- ② 先端設備等導入計画の認定書（写し）
- ③ 工業会等による証明書（写し）